

推 薦 基 準

スポーツ推進に係る体制の整備を図るために、社会的信望があり、スポーツに深い関心と理解をもち、地域においてスポーツ・レクリエーション活動の中心的役割を果たすとともに、下記職務を遂行できる者。

- 1 スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- 2 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- 3 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- 4 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツ行事又は事業に協力すること。
- 5 スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じ協力すること。
- 6 住民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。
- 7 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの推進のための指導助言を行うこと。